

京都市消防局職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第188号

京都市消防局職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

京都市消防局職員特殊勤務手当支給規則の一部を次のように改正する。

第6条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第11号から第13号までを削る。

第13条第2項中「次条から第16条まで(第15条第2項第1号を除く。)」を「次条(第2項第1号を除く。)及び第15条」に改める。

第14条を削り、第15条を第14条とし、第16条を第15条とし、第17条から第19条までを削る。

第20条第2項第1号中「130分の1」を「350分の1」に改め、同条を第16条とする。

第21条第2項第1号中「650円」を「410円」に改め、同項第2号中「940円」を「730円」に改め、同条を第17条とする。

第22条を第18条とし、第23条を第19条とする。

第24条第3項中「指令管制手当」を削り、同条を第20条とする。

第25条第1項及び第2項本文中「第21条第1項第2号」を「第17条第1項第2号」に改め、同条を第21条とする。

第26条を第22条とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の京都市消防局職員特殊勤務手当支給規則第16条及び第17条の規定は、平成21年4月1日午前8時30分以後に支給すべき事由が生じた手当について適用し、同時刻前に支給すべき事由が生じた手当については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 平成21年3月31日午後5時15分から同年4月1日午前8時30分までの間この規則による改正前の京都市消防局職員特殊勤務手当支給規則第14条第1項に規定する業務に従事した職員には、同項に規定する指令管制手当を支給する。

(消防局総務部人事課)